

自社プログラムのご紹介 令和4年1月1日施行「改正電子帳簿保存法」

ご存知ですか？メールで受け取るPDFなどの請求書は、2022年1月1日から印刷して保管するだけでは認められません。

令和4年1月1日「改正電子帳簿保存法」が施行されます

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号 以下「電子帳簿保存法」といいます。）の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続き等について、抜本的な見直しが行われました。具体的な改正内容は、以下のとおりです。

平成10年電子帳簿保存法制定

→ 令和3年度の税制改正において抜本の見直し →

全事業者が対象

令和4年1月1日から施行

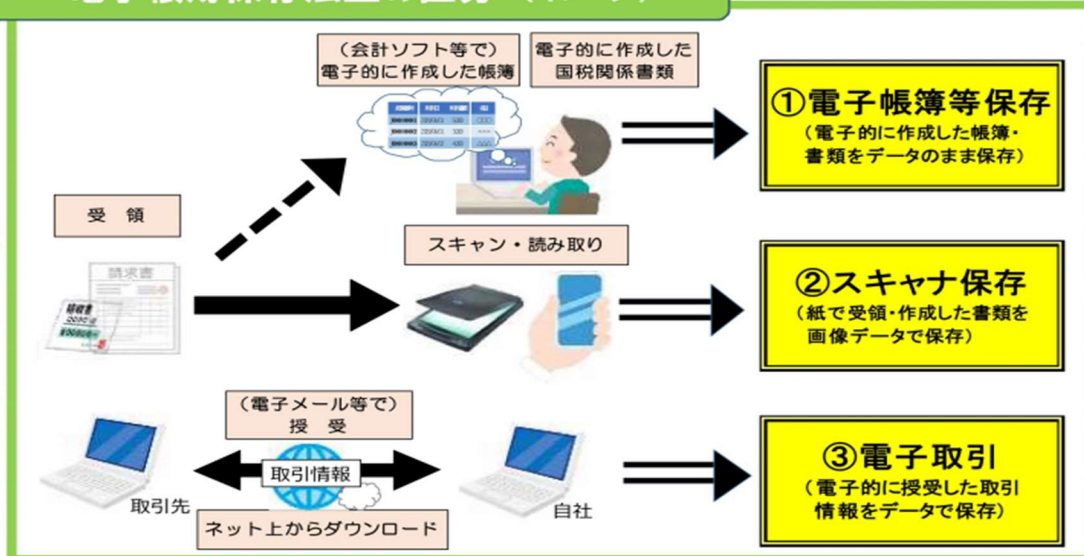
Q. 電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A. 各税法で、原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で、電子データによる保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務などを定めた法律です。電子帳簿保存上、電磁的記録による保存は、大きく下記の3種類に区分されています。

✓ 今回の改正点の重要ポイントは、
下記記載③番の電子取引データの
保存が義務化となり、
全事業者が対象になりました。

出典：国税庁 HP「令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて」
0021005-038.pdf (nta.go.jp) を加工して作成

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



改正を前にお困りの方へ

Excelで動作するプログラムを製作しました

皆様のお役に立てるよう随所に工夫がなされています。ぜひ、この機会に導入をご検討ください。

① Microsoft Excelで動作
↓
経費が抑えられ、速やかな導入が可能

② 利用者目線の易しい設計
↓
日常業務として気負わず取り組める

③ 当プログラムを導入いただくことで改正法の順守が可能

お問い合わせ・ご用命はこちらまで

〒930-0096 富山県富山市舟橋北町7-15

株式会社シーピーシステム



CP-SYSTEM

☎ 076(441)3303